

出産育児一時金

電話予約で休日に 証明書が受け取れます

現在38万円の支給額が、国の少子化対策として、10月1日から平成23年3月31日までの出産については、暫定的に42万円となります。

支給額の引上げ

原則として、国保（山武市）から

審査支払機関（千葉県国民健康保険団体連合会）を経由し医療機関等に出産育児一時金を直接支払う制度に改められます。

・直接支払に同意した場合

国保から審査支払機関を経由して医療機関へ42万円を限度に支払われます。

なお、出産費用が42万円を超えた場合は、医療機関に超えた金額をご自身でお支払いいただき、42万円に満たない場合は、その差額を世帯主の請求により、指定口座に振り込みます。

・直接支払を望まない場合

医療機関に出産費用の全額をご自身でご負担いただきます。出産育児一時金については、出産後に世帯主の請求により、42万円を指定口座に振り込みます。

問 市民課国民健康保険係
(80) 1143

○予約・問い合わせ先
市民課窓口サービス係
山武出張所
蓮沼出張所
松尾出張所
0479(80)3111-17

○電話予約受付時間
月曜日から金曜日
午前8時30分から午後5時15分（休日除く）

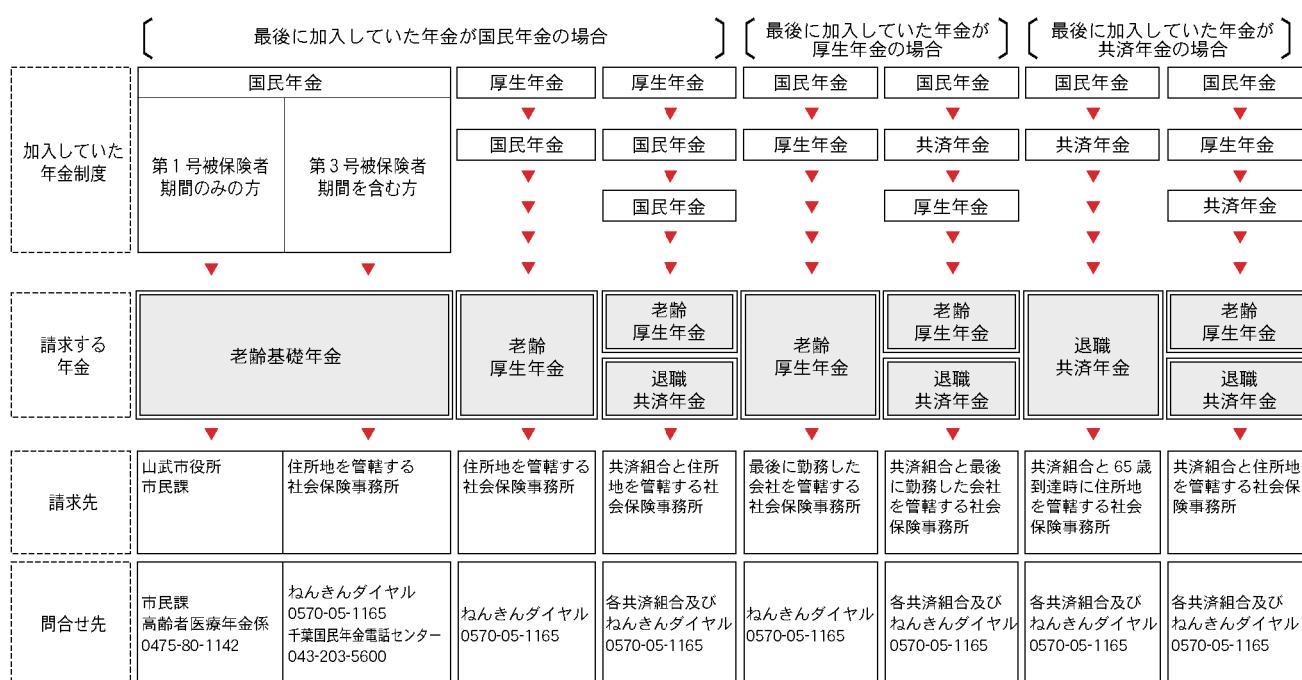
○休日証明交付日時
土・日・祝日の午前8時30分
（12月29日から翌年1月3日を除く）

- ・住民票の写し（申請者は本人または同一世帯員）
- ・印鑑登録証明書（申請者は本人または代理人）



年金を受けようとするときは請求の手続きを！

年金は受けられる資格があっても、本人からの請求がないと支給されません。年金の請求先は、下図のように加入していた年金によって異なります。また、請求に必要な書類は、加入していた年金制度や加入期間に応じて異なりますので、各請求先へお問合せください。



* 国民年金第1号被保険者：自営業、農業、学生など国民年金保険料を納めている方
** 第3号被保険者：厚生年金や共済組合に加入している方に扶養されている配偶者